

「包装容器の材料規制および事業者の包装資材の廃棄責任」に関するレポート

【免責事項】

本レポートは、米国に食品・飲料を輸出する日本企業を対象とした米国における拡大生産者責任（EPR）に関する情報提供を目的としたものであり、法律上のアドバイスではありません。米国向けに輸出を行う日本の食品・飲料会社、輸出事業者、輸入事業者等向けに作成しており、学術的な議論ではなく実践的なコンプライアンスガイダンスを重視した構成としております。また、州により詳細が異なるため、各州共通である部分に焦点をあてて、過度に専門的、または法律的な内容に陥らないようにしております。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。米国輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、米国輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本件に関する問い合わせ先：米国輸出支援プラットフォーム

電話番号：1-213-624-8855 Email アドレス：lag-USPF@jetro.go.jp

《目次》

1.	本レポートの目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	米国 EPR 規制の最近の動向・・・・・・・・	1
3.	米国向けに日本の食品・飲料を輸出する製造会社や輸出業者への影響・・・	1
4.	EPR（拡大生産者責任）法とは・・・・・・・・	2
5.	包装に関する EPR 法を制定している州・・・・・・・・	7
6.	EPR 法の適用除外対象・・・・・・・・	9
7.	米国向けに食品・飲料を輸出する製造会社や輸出業者の EPR 法対応策・・・	12
8.	EPR 法に伴うリスク評価と緩和策、持続可能な包装革新の機会・・・・・・・・	16
9.	結論・・・・・・・・	23
10.	ご参考・・・・・・・・	23

1. 本レポートの目的

本レポートは、急速に変化する米国の拡大生産者責任（EPR）規制の状況を概観し、包装された製品（包装製品）を米国に輸出する日本企業への影響を評価し対応策を提案することを目的としています。包装製品を米国に輸出する日本企業が、コンプライアンス要件、本規則に係るビジネスリスク、および市場へのアクセスと競争力を維持するために必要な対策や戦略的行動などを理解し、計画する際の一助となれば幸いです。

本レポートをレビューした後、理解できる内容は以下の通りです。

- ・ 包装に関する EPR（拡大生産者責任）とは何か、また、なぜ米国で重要視されるようになっているのか。
- ・ 現在、包装 EPR 法が施行されていると各州の要件の概観。
- ・ EPR 法における「生産者」について。
- ・ 包装材に関する報告および拠出金（費用）の支払い義務を遵守するための手順。
- ・ 米国の EPR 規制の今後の拡大に備え、包装、契約、社内プロセスをどのように整備していくかの対応のご提案。

2. 米国における EPR 規制の最近の動向

米国の包装に関する EPR 規制は、単一の連邦法ではなく、州ごとのアプローチで拡大を続けています。すでに 7 つの州が包装に関する EPR 法を制定しており、生産者の登録、包装データの報告、生産者責任負担金の支払いなどが開始されつつあります。既に EPR 法が制定され、導入を始めている 7 州以外にも、同様の法制化が 7 州で検討されており、米国市場全体で EPR 要件が拡大していく可能性が高いとみられています。各州の EPR 法は一般的な対応や仕組みは似ていますが、具体的な手続きの仕方や報告情報内容が同一ではないため、州ごとの監視、対応が必要となります。

3. 米国向けに日本の製品を輸出する製造会社や輸出業者への影響

包装製品を米国に製造、輸出する日本企業は、EPR 州法の下で、直接、あるいは米国の関連会社や輸入業者を通じて「生産者」とみなされ、法的・金銭的義務を負う可能性があります。

EPR 法下で、生産者は、詳細な包装材についてのデータを収集し、義務付けられた報告義務を果たすとともに、包装材の特性やリサイクル適性に基づいた EPR 負担金の支払うことが必要になる可能性があります。

また、製品や包装の設計に関する決定により、EPR 法へのコンプライアンス費用に与える影響があるため、EPR 負担金の支払いを低減させるため、なるべくリサイクル可能な素材を利用したり、包装材構造の簡素化を促進することが見込まれます。

規制を遵守できない場合、行政罰、製品販売の制限などの法的措置が講じられたり、サプライチェーンの混乱、運営コストの増加、社会的信用の低下など、商業上の損失を招く恐れがあります。

対応策の提案

EPR 法を遵守し、生産者としての義務を果たし滞りなく包装製品の米国販売や拡大していくための企業による主な対応策の提案は以下の通りです。

- 各州の規制を監視し、米国 EPR 法コンプライアンスのための統合的な体制を構築する。
- 義務付けられた報告に対応できる、包括的な包装データ管理システムを整備、確立する。
- EPR に関する義務に関して、日本本社、米国子会社、輸入業者、販売代理店間の契約上の責任分担を明確にする。
- EPR 法の動向を継続的にモニターし、業界団体や生産者責任機関（PRO）と連携することで、将来の要件を予測し、コンプライアンスリスクを低減する。
- リサイクル適性の素材を使用し、使用する素材量を削減、規制遵守を重視した製品包装の見直しを行う。

4. EPR（拡大生産者責任）法とは

EPR とは、製品や包装の廃棄段階における管理責任を、政府や納税者から生産者へと転換させる環境政策の仕組み、アプローチです。EPR 制度の下では、生産者は通常、包装資材の回収、リサイクル、および廃棄にかかる費用を負担することが求められます。その目的は、廃棄物の削減、リサイクル率の向上、より持続可能な包装設計の促進にあります。

米国では、包装廃棄物への懸念の高まり、限定的なりサイクルインフラ、そしてサーキュラーエコノミー（循環型経済）を求める世論の高まりを背景に、EPR の動きが加速化しています。

米国では主に州レベルで EPR の規制が行われており、現在、7 州で包装に関する EPR 法が制定されていますが、遵守要件、実施スケジュール、報告義務、費用負担の仕組みなどは州によって

異なっています。こうした規制環境の変化は、複数の州にまたがって包装製品を販売する企業による対応を複雑化しています。

EPR 法は米国の各州によって制定されていますが、その影響は米国内の製造業者ではなく、日本を含む、海外で食品・飲料を製造し、米国に輸出する企業も、米国の輸入業者、子会社、販売代理店、あるいはブランドオーナーなどを介して、直接的または間接的に EPR の義務を負う可能性が高いです。したがって、米国へ包装製品を製造、輸出する企業は、EPR の要件が製品の包装、法規制への適合、運営コスト、およびサプライチェーンにおける責任にどのような影響を及ぼすかを理解しておく必要があります。

本レポートでは、日本から米国へ輸出される食品・飲料*に関連する、包装に関する EPR 規制に焦点を当てます。本レポートでは、具体的には、規制をめぐる最近の動向の要約、包装 EPR 法を制定した州の主要な遵守要件と実施スケジュール、日本企業への影響評価、そして現在および将来の EPR 義務への備えに関する対応策を提案します。

*EPR 法は一般的に、大半の消費者向け包装を対象とするよう設計されていますが、食品・飲料企業は大量の包装材を使用するため、同法による影響を大きく受ける傾向があり、特に注目されています。

米国の EPR 制度の概要

多くの国が国レベルの法規制によって EPR を管理しているのとは異なり、米国には包装材に関する包括的な連邦 EPR 法が存在しておらず、EPR の要件は主に州レベルで策定・運用されています。各州が独自の法規制、実施スケジュール、報告要件、対象となる素材、手数料体系、および執行の仕組みを決定しています。

2026 年時点で、カリフォルニア州、コロラド州、メイン州、ミネソタ州、メリーランド州、オレゴン州、ワシントン州の 7 州が包装材に関する EPR 法が制定されており、他州でも同様の法案が検討中です。これらのプログラムは、リサイクルシステムの改善や包装廃棄物の削減という共通の目的を掲げているものの、「生産者」の定義、対象となる包装素材、適用除外規定、実施時期などは同一ではありません。したがって、全米規模で製品を販売する企業は、対象となる各州における規制の動向を注視する必要があります。

義務的 EPR プログラムと自主的 EPR プログラム

米国の包装材 EPR プログラムは義務的なものであり、生産者は州法で定められた法的義務を遵守する必要があります。

一方、自主的プログラムは業界主導のサステナビリティ（持続可能性）の取り組みであり、法的拘束力のある義務は課されておらず、企業の包装材のリサイクル適性向上、素材使用量の削減、または再生材使用率の向上を促すものです。自主的な取り組みは企業のサステナビリティ活動にある程度は貢献してきましたが、多くの州政府は、リサイクルインフラへの安定した資金提供とリサイクル実績の向上を図るためには、義務的な EPR プログラムと生産者による拠出金が必要であるという判断に至っています。

PRO（生産者責任機関）の役割

米国の包装材 EPR 制度の大きな特徴は、PRO の活用です。PRO とは、生産者に代わって EPR プログラムを運営するために、州によって指定または承認された組織を指します。

各企業が独自でリサイクルシステムを構築するのではなく、生産者は通常、PRO に加入することでその義務を果たす、という仕組みになっています。従って、PRO は、以下の業務を担います。

- 生産者の登録および包装材情報に関するデータの収集
- 生産者責任負担金の算出および徴収
- 自治体やリサイクル事業者への資金配分
- 州全体のリサイクル・プログラム計画の策定
- 州の規制当局へのプログラム実施状況の報告

包装に関する州の EPR 法の対象となる生産者にとって、各州により指定された PRO への参加は原則として義務付けられており、PRO は規制対象企業と州政府との間を繋ぐ位置づけになります。

Producer「生産者」の定義

EPR 法への対応において最も重要なポイントの一つは、法的に「生産者」とみなされる主体を特定することです。EPR 法における生産者の定義は州によって同一ではありません。また、製造会社に自動的に責任が割り当てられるのではなく、優先順位に基づいて決定されます。ただし、一般的に以下のような優先順位である傾向があります。

1. 当該州で販売される製品にその名称や商標が表示されているブランド所有者
2. ライセンス契約に基づきブランドを使用しているライセンシー（知的財産権やブランドの使用を許可された人や企業）
3. 包装された製品を最初に米国市場に投入する輸入業者
4. ブランド所有者や輸入業者が特定できない場合は、流通業者または小売業者

5. 製品を直接当該州に投入する主体である場合や、その他の法的な定義を満たす場合など、限定的な状況における海外の製造業者

コロラド州、メイン州、ミネソタ州、メリーランド州、オレゴン州、ワシントン州では、製造が日本で行われている製品で米国内に1や2が存在しない場合には、初めに米国に製品を導入する3の「輸入者」が「生産者」となります。一方、カリフォルニア州は、米国内に1や2が存在しない場合には外国所在のブランド所有者や、独占的ライセンスが、SB 54に基づく「生産者」となります。

ただし、契約に基づき、独立した米国の輸入業者や流通業者が製品を輸入・販売する場合、その事業者が規制対象の生産者となる可能性があります。生産者の定義や責任の優先順位は州によって異なるため、企業はサプライチェーンの構造や商取引上の契約内容を慎重に検討し、各管轄区域においてどの事業者が遵守責任を負うのかを、必要によっては法律家に相談する事により、判断する必要があります。

エコモジュレーション（環境配慮型調整）

注目すべき傾向として、「エコモジュレーション（環境配慮型調整）」、すなわち包装材の環境特性、リサイクル適性に基づいて生産者の負担金を調整する仕組みへの関心が高まっていることです。例えば、リサイクルや再利用が容易な包装材、あるいは再生材を含む包装材については生産者の負担金が低く設定される一方、リサイクルが困難な素材や環境負荷の高い素材については、より高い負担金が課される、という仕組みです。こうしたアプローチにより、生産者は包装の再設計を試み、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行が促されることが意図されています。

このような動向を見る限り、食品・飲料製品を製造、輸出する日本企業にとって、EPR法への対応は単に、包装に関する詳細データを報告するという法規制の遵守事項としてではなく、米国での事業における包装戦略、製品開発、そして長期的な市場参入の不可欠な要素の一つとして捉えるべきであるとみられます。具体的には、包装データの管理体制の強化、包装資材の評価、そして米国の輸入業者やPROとの連携は、コンプライアンス・リスクを低減し、将来的な負担金コストを抑制することに繋がるとみられます。

食品・飲料製品に一般的に使用される包装資材

EPR法は、一般的に、食品・飲料メーカーが広く使用している消費者向け包装資材の多くに適用されます。適用範囲は州によって異なりますが、一般的に、以下の種類の包装が対象となります。

表1 食品・飲料製品に一般的に使用される包装資材

包装資材	食品および飲料における一般的な用途	典型的な EPR に関する考慮事項
プラスチック	飲料ボトル、キャップ、トレイ、容器、フィルム、パウチ、シュリンクラップ	多くの場合、最も厳しい規制の対象となる。PRO に支払う負担金は、樹脂の種類、リサイクル適性、再生材含有率、包装デザインによって異なる場合がある。リサイクルが困難なプラスチックは、より高い負担金が課される可能性有。
ガラス	飲料ボトル、調味料瓶、食品容器	一般的にリサイクル可能であり、リサイクルシステムで広く受け入れられているが、輸送重量やリサイクルインフラによっては負担金計算に影響が出る可能性有。
アルミニウムとスチール	飲料缶、エアゾール容器、金属製の蓋	一般的にリサイクル性の高い素材とみなされており、エコモジュレーションが適用されれば、生産者負担金の削減というメリットが得られる可能性有。
紙と板紙	カートン、段ボール箱、飲料用キャリア、折りたたみ式カートン	通常、包装材の拡大生産者責任（EPR）法によって規制されます。リサイクル可能な繊維または再生材で作られた包装材は、料金体系においてより有利な扱いを受ける可能性有。
フレキシブルパッケージ	スナック菓子の包装、レトルトパウチ、ラミネートフィルム、小袋	多くのフレキシブルパッケージが、多層構造であり、リサイクルが難しい包装材のカテゴリーの一つ。これらの素材は、環境配慮型料金制度の下では、高いコンプライアンスコスト（例えば、PRO に支払う負担金）につながる可能性有。

出所：Eureka Global Solutions

製品を直接包装する「一次包装」に加え、多くの州の EPR プログラムは、輸送用カートン、緩衝材、その他消費者に提供される包装資材を含む「二次包装」や「三次包装」も規制の対象としています。したがって企業は、単に製品容器だけでなく、包装システム全体を評価する必要があります。

- **一次包装**：商品に直接触れるもっとも内側の包装です。商品の鮮度や品質を保ちます。
- **二次包装**：一次包装された商品をさらにまとめる外側の包装です。お店での陳列などに使われます。
- **三次包装**：二次包装された商品を箱などにまとめ、安全に運ぶための包装です。

5. 包装に関する EPR 法を制定している州

2026 年時点で、包装に関する EPR 法を制定している州と、対象包装材料、主要な生産者の義務、法律の導入状況は以下の表をご参照ください。これらの法律は、リサイクルシステムの改善、包装廃棄物の削減、リサイクル費用の生産者負担への転換といった共通の目的を掲げていますが、生産者の定義、対象となる素材、報告要件、実施時期などの点においては、異なっています。一方、生産者責任組織（PRO）に加入し、包装データを報告し、環境調整料金を支払い、リサイクル性および発生源削減要件を遵守する、という点においては同一です。

表 2 各州の包装材 EPR 法の比較（2026 年 7 月時点）

州	制定	対象包装材料	主要な生産者の義務	導入状況
カリフォルニア州 (SB 54) プラスチック汚染防止及び包装防止責任者法	2022 年 6 月	使い捨て包装材 およびプラスチック製食品サービス用品	PRO に登録し、包装材データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	2026 年が最初の生産者登録、報告対象年。 2026 年は実質的な規制遵守への移行期間。
コロラド州 (HB22 - 1355)	2022 年 6 月	消費者向け包装材および紙製品	PRO に登録し、包装材データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	生産者登録は 2025 年以前から開始。実際の運用は 2026 年からで、負担金は 2026 年から徴収開始。
オレゴン州 (リサイクル近代法 SB 582)	2021 年 8 月	包装材、紙製品、食品サービス用品	PRO に登録し、包装材データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	生産者登録は 2025 年から開始。生産者負担金は 2026 年から徴収開始。
メイン州 (LD 1541)	2021 年 7 月	ほとんどの消費者向け包装材料、紙製品、食品サービス用品	PRO に登録し、包装材データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	PRO との契約の最終化に時間がかかり、生産者登録は 2026 年末を目指す。負担金は 2027 年から徴収見込み。
ミネソタ州 (包装廃棄及びコスト削減法)	2024 年 5 月	包装材および紙製品、食品サービス用包装材	PRO に登録し、包装材データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	2025～2026 年を基盤構築の期間、2027～2028 年に計画の策定、2029～2032 年に実際のプログラム実施予定。

メリーランド州 (SB 901)	2025 年 5 月	ほとんどの消費者向け包装材料、紙製品、食品サービス用品	PRO に登録し、包装材料データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	生産者登録は 2026 年に開始されたが、負担金の適用は規則制定作業進行中、段階的に進められている。
ワシントン州 (SB 5284)	2025 年 5 月	ほとんどの消費者向け包装材料、紙製品、食品サービス用品	PRO に登録し、包装材料データを年次報告し、生産者負担金を支払う。	規則制定作業が進行中。現時点では、生産者による報告や拠出金の支払いの段階にない。生産者登録は 2026 年に開始、負担金支払いは 2028 年からの可能性有。

出所：Eureka Global Solutions

注：各州の機関が規制を最終決定し、生産者責任機関（PRO）が運用計画を策定するにつれて、実施スケジュールは随時変更されています。報告期限やコンプライアンス要件が変わる可能性があるため、企業は最新情報を定期的に確認する必要があります。

コンプライアンス要件

各州の法規制は異なりますが、生産者は一般的に以下のような同様のコンプライアンス義務を負います。

- 州ごとの定義に基づき、自社が「生産者」に該当するかどうかを判断する。
- 指定された生産者責任機関（PRO）に登録する。例：[Circular Action Alliance](#)
- 包装素材の種類や重量など、詳細なデータを収集する。
- 各州に供給した包装に関する年次報告書を PRO に提出する。
- 生産者責任負担金（包装の量やリサイクル適性に基づいて PRO が算出する）を支払う。
- 報告した包装データを裏付ける記録を社内で保管する。

食品・飲料メーカーにとって、包装データの管理は重要なコンプライアンス課題となります。これは、ボトル、キャップ、ラベル、カートン、トレイ、フィルム、など、一つの製品に関わる、複数の包装構成要素について報告が求められるためです。

包装に関する EPR 法導入を現在検討している州

現在、他にもいくつかの州が、EPR 法の導入を積極的に検討しています。法案の行方は不透明ですが、以下の州などで法案の提出や議論が行われています。

- イリノイ州
- マサチューセッツ州
- ニュージャージー州
- ニューヨーク州
- テネシー州
- ハワイ州
- ロードアイランド州

これらの法案の多くは、すでに実施されている州の制度をモデルにしていくものとみられています。具体的な要件は異なる可能性がありますが、PRO への登録、報告の義務化、環境配慮型（エコモジュレーション）による生産者負担金設定などが盛り込まれるとみられています。

6. EPR 法の適用除外対象

現在、米国の 7 つの州が包装材の EPR 法を制定した各州には独自の適用除外対象となる小規模生産者免除基準等があり、以下がサマリーです。

表 3 EPR 法の適用除外対象

州	売り上げ高基準	包装量閾値	免除の適用条件	注記
カリフォルニア州	100 万ドル未満 (カリフォルニア州での年間売上)	無し	売上高基準のみ	カリフォルニア州の生産者定義は他の州とは異なり、包装重量の基準値は設けられていない。
コロラド州	500 万ドル未満 年間総収入*	1 トン未満/ 年	いずれかの閾値	基準値はインフレ率に応じて定期的に調整される。
メイン州	500 万ドル未満 年間総収 (200 万ドル移行後)	1 トン未満/ 年	いずれかの閾値	導入後、収益基準額は段階的に引き下げられる。
メリーランド州	200 万ドル未満 年間総収入	1 トン未満/ 年	いずれかの閾値	メリーランド州内で販売される対象となる包装に適用される。

ミネソタ州	200 万ドル未満 年間総収入	1 トン未満/ 年	いずれかの閾値	州への収入ではなく、世界 全体の収入が用いられる。
オレゴン州	500 万ドル未満 年間総収入	1 トン(MT) 未満/年	いずれかの閾値	ショートトンではなく、メ ートルトンを使用。
ワシントン 州	500 万ドル未満 年間総収入	1 トン未満/ 年	現行法では、両 方の基準を満た す必要有	ワシントン州での実施は比 較的新しいため、詳細は規 則制定を通じて今後も変化 していく可能性有。

出所：Eureka Global Solutions

各州の主な違い

売り上げ基準

100 万ドル：カリフォルニア州

200 万ドル：メリーランド州、ミネソタ州、メイン州（当初 500 万ドル、移行期間後は 200 万ドル）

500 万ドル：コロラド州、オレゴン州、ワシントン州

包装容量の閾値値

ほとんどの州：年間 1 トン（ショートトン）

オレゴン：年間 1 トン（メトリック）

カリフォルニア：包装重量の制限なし

売上高定義

カリフォルニア州はカリフォルニア州内での販売

他のほとんどの州では総収入、または世界年間売り上げ

飲料ボトルデポジット制がある州の適用除外

州によって、飲料の缶やボトルがデポジット制で別の法律が適用となっている場合、既にリサイクルの費用負担をしているという事で、EPR 法の適用除外となっているものもあります。

表 4 ボトルデポジット法と包装材 EPR の両方を導入している州

州	ボトルデポジット制度	容器の預託は包装材の拡大生産者責任（EPR）の対象外となるか？
カリフォルニア 州	有	カリフォルニア州の環境保護プログラム（CRV）の対象となる飲料容器は、包装材の環境保護責任プログラム（EPR）では適用除外対象

オレゴン州	有	ボトル法で定められた容器は、オレゴン州のリサイクル近代化法に基づく生産者義務の対象外
-------	---	--

出所：Eureka Global Solutions

表5 包装材のEPR（拡大生産者責任）はあるものの、ボトルデポジット法がない州

州	ボトルデポジット制度	飲料ボトル／缶はEPRの対象か
コロラド州	無	はい
メリーランド州	無	はい
ミネソタ州	無	はい
ワシントン州	無	はい

出所：Eureka Global Solutions

ボトルデポジット制度対象飲料容器が除外されることが多い理由は、ボトルデポジット制度では、飲料メーカーが、州により、既に回収とリサイクルの資金を負担することが既に義務付けられているためです。

ただし、注意点として以下のポイントが挙げられます。

免除が適用されるのは、飲料容器自体のみで、その他の包装材はEPRの対象となります。例えば、以下のようなものがEPR法の対象となります。

- 段ボール製の輸送箱
- プラスチック包装
- マルチパックリングまたはシュリンク包装
- 二次梱包箱
- パレットおよび輸送用梱包材

例えば、清涼飲料水がアルミ缶で販売されている場合は、カリフォルニア州、オレゴン州、またはメイン州では、州のボトルデポジット制度の対象となっているため、免除される場合があります。ただし、段ボールケースは、包装EPRの対象となります。実際には、そのため、飲料を販売する生産者はEPR法の義務を判断する際に、包装の各構成要素を個別に評価する必要があります。

以上のとおり、各州、適用除外対象もそれぞれ異なっており、また、変更する可能性もありますため、州ごとの調査や監視、対応が必要です。

7. 米国に食品・飲料を輸出する製造業輸出企業の EPR 法への対応策

日本の輸出企業にとって、包装に関する EPR 法が各州で拡大していくにつれて、コンプライアンス上の作業量や、負担金が増大していく可能性があります。米国の複数の州に製品を輸出する企業は、販売地域によって異なる報告義務、負担金体系、実施スケジュールに対応することが求められます。

多国籍企業の多くは、コンプライアンス対応を州ごとに個別に行うのではなく、将来的な EPR 法の拡大にも対応できるような、一元化された包装データ管理システムや標準化されたコンプライアンス・プロセスを構築しています。こうしたアプローチは、事務負担の軽減、報告精度の向上、そしてグローバルな事業全体における、より持続可能な包装設計の推進に役立ちます。

米国の各州で制定されている包装材に関する EPR は、米国へ製品を輸出する日本の食品・飲料企業にとって重要な意味を持ちます。その理由は、この法律は主に各州内で販売される製品を規制するものですが、米国市場にどのように参入し、継続的に製品の販売拡大を図り、各州の法規制のコンプライアンス遵守義務を課たしていくか、という課題に対処していく必要があるためです。

サプライチェーン内での責任分担

EPR 遵守に関する責任の所在は、取引先との商取引上の取り決めの内容によっても左右される可能性があります。日本の輸出企業は、EPR 法に関し、以下の事項について、どの当事者の責任において遂行されるのかを明確に定めることにより、報告の重複、コンプライアンス期限の遵守漏れ、および費用負担をめぐる紛争のリスクを低減することが可能とみられます。

- 該当する生産者責任機関（PRO）への登録
- 包装材に関するデータの収集および管理
- 年次報告書の PRO への提出
- EPR 費用の支払い（誰が負担し、誰が支払い手続きをするか）
- 規制当局からの照会や監査への対応
- 遵守状況を裏付ける文書の保管

コンプライアンス要件と実務上の手順

生産者責任の特定、対象となる州の確認、包装データの収集、生産者責任団体（PRO）への登録、包装量の報告、EPR 費用の支払い、記録の保管、規制変更のモニタリングなど、具体的なコンプライアンス対応策の概要を説明します。また、簡潔なコンプライアンス・ワークフローを提示します。

包装製品を米国市場で販売する企業は、EPR 法を遵守するための体系的なプロセスを確立する必要がありますが、以下の手順は各州に共通したコンプライアンス対策の枠組みとなります。

1) 自社が「義務を負う生産者」に該当するか確認する

まず、適用される州法の下で自社が「生産者」に該当するかどうかを判断します。州ごとに法的な「生産者」の定義が異なるため、企業はコンプライアンス義務を負う前に、適用される法的な定義を確認する必要があります。

2) 適用対象となる州を特定する

製品が販売または流通している州を特定し、それらの州で包装に関する EPR 法が制定されているか確認します。

3) 対象となる包装および紙製品を特定

対象州で販売されるすべての製品を精査し、どの包装が規制の対象となるかを特定します。対象となる素材には以下が含まれる可能性がありますが、州によって異なります。

- プラスチック包装
- 紙および板紙
- ガラス
- アルミニウムおよびスチール
- 軟包装（フレキシブル包装）
- 食品サービス用包装
- 印刷用紙

4) 包装に関するデータを収集

各製品について、正確な以下のような包装情報を収集するシステムを構築します。これらの情報は、サプライヤー、包装仕様書、または製品ライフサイクル管理（PLM）システムからの入手が可能とみられています。

- 包装素材の種類
- 各包装構成要素の重量
- 再生材含有率（必要な場合）
- 製品カテゴリー
- 販売数量
- 素材別の包装総重量

5) PRO に登録する

ほとんどの州のプログラムでは、生産者が認可された PRO に参加することが義務付けられています。一般的な登録内容には以下が含まれます。

- 企業識別情報
- 生産者の連絡先情報
- 製品カテゴリー
- 推定包装量
- ブランド情報

EPR 法が制定されている 7 つの州のうち 6 州（カリフォルニア、コロラド、オレゴン、ミネソタ、メリーランド、ワシントンの各州）は、Circular Action Alliance (CAA) という PRO を指定し、包装材に関する EPR プログラムを実施しています。

メイン州は、競争入札等により「スチュワードシップ・オーガニゼーション (SO)」を選定することが義務付けられており、2026 年 7 月時点で、CAA が有力候補ではあるものの、まだ正式に指定されていません。

6) 包装材の数量に関する報告

各州の報告スケジュールに従って、必要な報告書を PRO に提出します。報告書には通常、以下の内容が含まれ、報告は通常年 1 回行われます。

- 素材別の包装材総量
- 各州で販売された包装材の重量
- 製品カテゴリー情報
- 必要な認証や裏付けとなる文書

7) EPR 費用の支払い

包装材データの提出後、PRO が生産者負担金を算出します。費用の算定基準は一般的に以下の通りです。請求代金は通常、生産者が PRO に対して直接支払います。

- 包装材の重量
- 素材の種類
- リサイクル適性
- 再生材の含有率
- 環境性能

8) 記録の保管

報告内容を裏付けるための社内で以下の文書を保管してください。記録の保管期間は州によって異なりますが、一般的に3年から7年です。

- 包装材の仕様書
- 部品表（BOM）製品の製造や修理に必要なすべての原材料、構成部品、および組立品を網羅した、体系的なリスト。
- サプライヤーの認証書
- 製品の販売記録
- 重量の計算書の記録
- 提出した報告書の写し
- 費用支払いの記録
- PRO への登録確認書

9) 規制変更の監視

包装材に関する EPR プログラムは、規制の施行、ガイダンス文書、料金体系、報告要件など変化する可能性があるため、企業は以下の事項を継続的に監視する必要があります。

- 州の新しい法案
- 規制の更新情報
- PRO のガイダンス
- 報告期限
- 対象となる素材の変更
- 新たな適用除外規定や遵守義務

EPR コンプライアンスの基本ワークフロー

以下の基本ワークフローは、社内の年次コンプライアンス・スケジュールの基礎として活用することができます。これにより、対象となるすべての州において、包装材に関するデータの収集、PRO 向け報告、費用の支払い、規制のモニターといった一連の業務を、一貫性を持って実施することが可能になります。



8. EPR 法に伴うリスク評価と緩和策、持続可能な包装革新の機会

企業への潜在的影響は、コンプライアンス費用の増加、パッケージの再設計コスト、報告業務の作業に関する負担、サプライチェーン間の連携、販売代理店との契約内容の見直し、表示要件への対応へ負担、順守できなかった場合の、企業の評判や信頼性の低下リスクなどがあるとみられます。ここでは、これらのコスト増、負担などの影響やリスクを分析し、その緩和策、そして持続可能な包装革新の機会について検討します。具体的な要件は州によって異なりますが、EPR プログラムは一般的に、製品ライフサイクル全体にわたるコンプライアンス義務を課し、企業に対してパッケージ関連の規制対応を事業運営に組み込むことを求めているものです。

1) コンプライアンス費用の増加

事業に及ぶ直接的な影響の一つは、以下のようなコンプライアンス関連費用の増加です。

- PRO への登録および参加費用
- パッケージの材質や重量に基づく EPR プログラムの負担金
- 包装データ収集および報告システムの導入と運営費用
- 社内のコンプライアンス担当者や外部コンサルタントの費用
- 法務レビューおよび規制動向の監視のための費用
- IT システムや記録管理体制を強化するための費用

2) パッケージの再設計

EPR プログラムは多くの場合、リサイクルが容易なパッケージ、再生材を含むパッケージ、あるいは廃棄物排出量の少ないパッケージの使用を推奨しています。そのため、企業は以下のような方法でパッケージの再設計を検討することができます。再設計の取り組みには初期投資が必要となる場合がありますが、EPR 法は、通常、エコ・モジュレーション（環境配慮型料金体系）を採用しているので、EPR 負担金の削減につながる可能性があります。どのように、どれだけ、削減されるかは、現状詳細が決まっています。

- 不要なパッケージ資材の削減
- リサイクル困難な構成要素の排除
- 技術的・商業的に実現可能な範囲での再生材使用率の向上
- 複合素材パッケージの簡素化
- 全体的なリサイクル適性の向上

包装に関する決定や包装設計の改善に取り組むために、包装資材と、食品・飲料における一般的な用途、リサイクル適性、EPR 法における考慮事項、改善の機会、についての以下の表をご参照ください。

表 6 一般的な食品・飲料用包装材と EPR に関する検討事項

包装資材	食品・飲料における一般的な用途	リサイクル適性	典型的な EPR に関する考慮事項	改善の機会
紙と段ボール	カートン、箱、スリーブ、飲料キャリア	高（一般的に）	一般的に、リサイクルの可能性が高いため、EPR 負担金は低めに設定。	再生繊維の含有量を増やし、コーティング剤やプラスチックラミネートを最小限に抑える。
輸送用段ボール	配送および輸送用ボックス	高	リサイクルに広く受け入れられており、多くの場合、EPR 負担金など、コンプライアンスコストの低減につながる。	再生材を使用し、包装材の重量を最適化。

ガラス	飲料ボトル、食品瓶	高	耐久性がありリサイクル可能だが、重量が重い ため、輸送時の環境負荷が増加 する可能性有。	詰め替え可能で再利用可 能な包装システムを推 進。
アルミニ ウム	飲料缶、アルミホイ ル容器	高	高いリサイクル 価値と強い市場 需要。EPR 制度に おいてしばしば 優遇される。	再生アルミニウムの含有 量を増やし、回収率を向 上。
スチール	食品缶、エアゾール 容器	高	既存のリサイク ルインフラで容 易にリサイクル 可能。	リサイクル素材の含有量 を増やし、材料回収のた めの設計を改善。
PET プラ スチック	水、ソフトドリンク ボトル、食品トレイ	中～高	広くリサイクル 可能。EPR 負担金 は、再生 PET や透 明包装材の使用 を促進する可能 性がある。	再生 PET の含有量を増やし、 ボトル間のリサイク ルを改善。
HDPE プ ラスチッ ク	牛乳容器、ジュース ボトル、洗剤容器	高	リサイクルプロ グラムでは一般 的に受け入れら れており、EPR の 下では概ね好ま しいとされる。	リサイクル素材の含有量 を増やし、パッケージ デザインを簡素化。
PP プラ スチック	ヨーグルトカップ、 テイクアウト容器、 キャップ	中～高	リサイクルの利 用可否は地域に よって異なり、 負担金は PET や HDPE より高くな る場合がある。	リサイクル性を向上さ せ、複合材料部品の使用 を削減。

柔軟なプラスチック包装	スナック菓子の袋、パウチ、冷凍食品の包装	低	リサイクルが困難。回収インフラが限られているため、EPR 負担金が高くなる場合が多い。	リサイクル可能な単一素材フィルムを開発し、不要な包装を削減。
多層／複合包装	飲料用カートン、レトルトパウチ、無菌包装	低～中	分別とリサイクルは技術的に難しく、EPR 負担金が高くなる可能性がある。	材料のリサイクル適性を向上させ、高度なリサイクル技術に投資。

略語： PET（ポリエチレンテレフタレート）、HDPE（高密度ポリエチレン）、PP（ポリプロピレン）。

出所：Eureka Global Solutions

3) 報告および事務的負担

EPR への対応には、パッケージの材質や数量に関する詳細な情報の収集と管理が求められており、以下のようなものが必要となります。多岐にわたる製品ポートフォリオを持つ企業では、報告の正確性と事務的効率性を高めるために、データ管理システムを構築する必要があります。

- 材質ごとのパッケージ構成の把握
- パッケージ重量の測定
- 州ごとの製品販売量の把握
- 年次報告書の作成
- 根拠資料の保管
- 監査や規制当局からの照会への対応

4) サプライチェーン間の連携

コンプライアンスを確実に達成するためには、サプライチェーンに関与している関係者間の連携が必要です。報告義務を果たすためには、正確な包装仕様、材質に関する申告、再生材含有率の証明、および販売実績データなどが必要となりますので、関係各社の協力体制が重要です。

- 包装資材サプライヤー
- 受託製造業者（OEM/ODM など）
- 輸入業者
- 物流事業者

- ブランドオーナー
- 小売パートナー
- 流通業者

5) 流通業者および取引先との契約

EPR 制度は、サプライチェーン全体における契約関係に影響を及ぼす可能性があります。企業は、契約内容を見直し、以下のような事項を明確にすることが勧められます。必要に応じて法律家に相談し、責任の所在を明確にすることは、紛争の回避やコンプライアンスの向上に役立ちます。

- EPR 上の義務を負う「生産者」となる当事者は誰か。
- EPR 登録に関する責任の所在
- データ共有の義務
- コンプライアンス（法令遵守）にかかる費用の負担区分
- 補償条項
- 規制当局による監査時の協力体制
- 包装の変更に関する通知要件

6) ラベル表示に関する留意点

包装に関する EPR 法では、一般的に包括的なラベル表示要件が定められているわけではありませんが、企業は製品の包装やマーケティング上の訴求内容、表現が規制に適合し、正確で誤解を招くことないことを確認する必要があります。根拠のない、または不正確な環境に関する訴求をすると、法的リスクや社会的評価リスクを招きかねないので、避けるべきです。

検討すべき事項の例：

- リサイクルに関する表示
- 再生材含有率に関する表示
- 環境に関するマーケティング上の主張
- 州ごとの個別ラベル表示要件
- 消費者保護法や広告規制法との整合性

7) 社会的評価リスクおよび商業上のリスク

EPR 要件を遵守しない場合、以下のような事態を招く恐れがありますが、一方、適切にコンプライアンスを確保できれば、環境・社会・ガバナンスのパフォーマンスを強化し、企業のサステナビリティ目標の達成を推し進めることにつながります。

- 規制当局による執行措置
- 行政罰（制裁金など）
- コンプライアンス費用の増大
- サプライチェーンの混乱
- 製品流通の遅延
- ネガティブな報道や、消費者からの信頼低下
- 投資家、顧客、取引先からの厳しい監視

8) 州ごとの法規制の動向監視

米国における包装に関する EPR 規制は拡大を続けています。日本企業は、以下の情報を監視する体制を整えるべきです。法規制の状況を定期的に確認することで、変化するコンプライアンス義務に適切に対応できるようになります。

- 新たに制定された州の EPR 法
- 施行規則
- 報告に関するガイダンス
- 料金体系
- 登録期限
- 対象製品および包装の変更
- 生産者の定義や適用除外規定に関する改正

9) 製品開発への EPR の組み込み

EPR を単なる法規制上の義務として捉えるのではなく、包装に関するコンプライアンス要件を製品開発や設計の意思決定プロセスに組み込むことができます。エンジニアリング、調達、サステナビリティ、コンプライアンスの各チームが部門横断的に連携することで、法規制への適合とビジネス目標の達成を両立させる包装を選択することが可能になります。

10) 長期的なコンプライアンス戦略の策定

包装材に関する EPR 制度の拡大が続いていることを踏まえ、企業は長期的なコンプライアンス戦略を策定・採用することが良案です。これにより、日本企業は規制リスクをより適切に管理し、米国のビジネスパートナーとの関係を強化し、業務効率を向上させるとともに、各州レベルで進化し続ける包装材に関する EPR 要件に効果的に対応できる体制を整えることが可能になります。

- 包装材に関する年次レビュー
- コンプライアンス手順の定期的な更新
- EPR 要件に関する従業員への教育・研修

- 米国のパートナー企業との契約内容に関する定期的な評価
- 包装材のサステナビリティ（持続可能性）の継続的な向上
- 米国の各州やその他の国際市場における新たな規制動向のモニタリング

以上をまとめると以下ようになります。

表7 リスク評価と緩和策

リスク項目	潜在的なビジネスへのリスク	緩和策
規制遵守	罰則、執行措置、市場参入の遅延	EPR 遵守プログラムを確立し、規制動向を監視。
経済的負担	PRO 費用の増加、報告費用、パッケージデザイン変更費用	法令遵守にかかる費用を予算に計上し、包装材の削減とリサイクル性の向上につながる包装材へ変更していく。
運用上負担	追加の報告、記録管理、および内部調整	パッケージングデータ管理と明確なコンプライアンス責任の導入
サプライチェーン	不完全または不正確な包装情報、契約上の紛争	サプライヤーや販売代理店と連携し、契約条項を通じて、それぞれの責任範囲を明確化
商業上	配送遅延や顧客のコンプライアンス要件への不順守	製品が EPR 対象地域に入る前に、コンプライアンスを確認し、順守する事。
評判	ネガティブな報道、利害関係者からの信頼の低下、環境に関する訴求内容への精査	透明性のあるコンプライアンス慣行を維持し、環境に関する訴求をする場合、その内容が正確かつ根拠に基づいていることを確実にする。
継続的な取り組み	規制の変更と EPR プログラムの拡大	定期的なコンプライアンスレビューを実施し、法改正の動向を監視し、EPR に関する考慮事項を中長期的な製品およびパッケージ戦略に組み込んでいく。

出所：Eureka Global Solutions

9. 結論

米国全土における EPR 規制の導入と拡大の動きは、生産者や輸入業者にとって、包装に関するコンプライアンス要件の大きな転換を意味します。州ごとのプログラムは対象範囲、スケジュール、報告義務、手数料体系などが異なりますが、規制の全体的な傾向や仕組みは、非常に似ています。今後、さらに多くの州で包装に関する EPR 法が導入されると見込まれ、米国市場で包装製品を販売する企業が負うコンプライアンス義務は複雑化していくものとみられます。

日本の製造会社や輸出業者、米国に所在の輸入業者にとって、準備は不可欠であり、包装材データの収集、素材構成の評価、変化する州規制の監視、そして輸入業者や PRO との連携といった社内体制を整備することは、コンプライアンス上のリスクや、事務的負担を最小限に抑えるための対策となります。早期に、準備を開始した企業は、新たな要件にも効率的に適応することができ、潜在的なコストを削減し、米国市場への継続的なアクセスを維持していくうえで、有利な立場に立つことができるものとみられます。

米国の包装 EPR 要件が拡大し続ける中、コンプライアンスへの早期対応は、規制上の必要事項以上に、米国市場での長期的な成功を目指す日本企業にとって、戦略的な競争優位性を築く機会と捉えることができます。

10. ご参考

米国における EPR に関する有用なリソースとして、公式の州機関のウェブサイト、生産者責任団体、業界団体、および規制関連リンクを一覧表示します。

付録 A . 米国における EPR 法に関する有用なリソース

州環境機関	カリフォルニア州資源リサイクル・再生局 (CalRecycle)	包装材の拡大生産者責任 (EPR)、SB 54 の実施、リサイクル規制。
	コロラド州公衆衛生環境局 (CDPHE)	EPR プログラムの運営および州全体のリサイクル政策。
	オレゴン州環境品質局 (DEQ)	リサイクル近代化法の施行と生産者の遵守状況。
	メイン州環境保護局 (DEP)	包装管理、製品管理、および EPR の実施。
	ミネソタ州汚染管理庁 (MPCA)	包装に関する EPR 規制および生産者報告要件。

	メリーランド州環境局 (MDE)	包装分野における EPR の導入と規制に関するガイダンス。
	ワシントン州環境局	リサイクル政策、包装関連法規、および拡大生産者責任（EPR）の実施に関するリソース。
生産者責任団体 (PRO)	サーキュラー・アクション・アライアンス (CAA)	米国の複数の州における包装材 EPR プログラムの指定生産者責任機関であり、生産者の登録、報告、料金管理、およびコンプライアンスを支援。
業界団体	製品管理協会 (PSI)	EPR（拡大生産者責任）政策の研究、法改正の追跡、モデル法の作成、および実施に関するガイダンスを提供する主要な非営利団体。
	AMERIPEN - アメリカ包装環境協会	持続可能な包装政策と拡大生産者責任（EPR）法制に焦点を当てた業界団体。
	アメリカ森林・製紙協会 (AF&PA)	包装・製紙業界における政策指針、EPR の動向を含む。
	リサイクルパートナーシップ	リサイクルシステムの改善と包装材の EPR 導入を支援する全国的な非営利団体。
	家庭用・業務用製品協会 (HCPA)	包装材の EPR、循環型経済、家庭用有害廃棄物管理に関する業界向けリソース。
法規制と政策の追跡	全米州議会会議 (NCSL) - 拡大生産者責任	州ごとの EPR に関する法規制と政策動向の包括的な概要。
	製品管理協会 - EPR 法マップ	製品カテゴリー別、州別に米国の EPR 法をまとめたインタラクティブデータベース。
	サーキュラー・アクション・アライアンス (CAA)	現在の実施状況、生産者の義務、および州ごとのコンプライアンス関連リソース。

付録B 日本の輸出業者向け EPR 遵守チェックリスト

コンプライアンス項目	アクション	責任者	タイミング
該当する州の EPR 法を特定する	包装 EPR 要件のある米国の州で製品が販売されているかどうかを判断	輸出業者／製造業者	市場参入前およびその後毎年

生産者責任を決定する	日本の輸出業者、輸入業者、販売業者、またはブランド所有者が、該当する州法の下で「生産者」とみなされるかどうかを確認。	米国ビジネスパートナーを持つ輸出業者	製品流通前
在庫梱包資材	包装材のすべての構成要素（紙、プラスチック、ガラス、金属など）を特定し、材料の重量を定量化	輸出業者／梱包チーム	製品発売前
生産者責任機関（PRO）に登録	該当する州の EPR プログラムで義務付けられている場合は、登録を完了。	生産者または代理人	コンプライアンス期限前
パッケージデータを収集	包装資材、重量、販売数量に関する正確な記録を維持	輸出業者	報告期間全体を通して継続的に
必要な報告書を提出	必要に応じて、年間または定期的な包装データを PRO または州当局に報告	生産者／コンプライアンスマネージャー	州の報告期限前
EPR 費用の支払い	報告された包装データと該当する料金表に基づいて、生産者責任料を支払う。	生産者／財務部門	PRO が請求したとおり
コンプライアンス文書の維持	監査目的のため、登録記録、報告書、請求書、および関連書類を保管。	輸出業者	継続的に
規制に関する最新情報を監視	州の EPR 法、報告要件、および料金体系の改正案を検討。	コンプライアンスマネージャー	少なくとも年に一度、または新たな州が EPR を採用した際に
パッケージデザインの改良	包装材の重量を減らし、再生材の含有率を高め、リサイクル性を向上させることで、法令遵守を支援し、潜在的に EPR コストを削減。	製品開発およびパッケージングチーム	製品およびパッケージ開発の際